【対象期間】　令和６年度に実施予定事業

赤い羽根共同募金 こども版公募配分事業 要綱

【募集期間】　令和７年２月末日までの間で随時

※年度内(４月～翌年３月)に一度の申請とし、事業実施または備品等購入の１か月前ま　でに申請書を提出してください。

【対　　象】　明石市内の小学校、中学校、養護学校、高等学校に通う児童・生徒

　　　　　　　放課後等デイサービス等の児童福祉施設に通う児童

【対象事業】　学校生活や児童クラブ、児童福祉施設での生活を豊かにするための行事、児童会・生徒会・委員会活動・クラブ活動等の活動資金、備品購入、資機材製作、周年・記念行事、こどもの育成に関わる活動等で、学校や放課後児童クラブ、児童福祉施設から申請の同意が得られるもの、つながりづくり、支え合い活動につながる事業。

　※ただし、複数団体による同一事業の申請は不可とする。

※対象事業の中で啓発活動を実施する。

※放課後等デイサービス等の児童福祉施設からの申請の場合は、障害者総合支援法の報酬

を受ける事業は対象外とします。

【配分金額】　１校 50,000円以内 (自己負担なし)

※申請額が共同募金の予算額を超えた場合は、不採択となる場合があります。

【申請から配分までの流れ】

①事業実施または備品等購入の１か月前までに申請書を提出 (実施後、購入後の申請は不可)

　　　　　　　　　　　　　　　　↓

②事務局より、決定通知書の送付と指定口座への送金 (目安：申請受理から１か月後)

　　　　　　　　　　　　　　　　↓

③対象事業完了後、１か月以内に報告書類一式を提出

【申請書類】

①こども版公募配分事業申請書(様式第１号)

②事業または購入する備品等について、内容や金額が分かる資料 (様式自由)

〔例〕企画案、案内状、見積書　等

③振込先口座 通帳の写し

※個人通帳以外の口座を指定してください。送金口座がない場合は、ご相談ください。

【報告書類一式】

①配分事業等実施報告書

②記録写真

③ありがとうメッセージ

④申請事業に要した経費や領収書の写し

[お願い]

記録写真やありがとうメッセージは、市社協広報紙等に使用させていただく場合があります。

市民の善意で集められた共同募金の使いみちを周知するため、広報活動にご理解とご協力をくださいますようお願いいたします。

**実施事業や購入備品の一部に、共同募金からの配分金が使われていることを、必ずご周知くださいますようお願いいたします。**

〔例〕お便りや案内状、広報紙等への記載、備品への印字やステッカーの添付、HPやSNSへの掲載　等

実施事業の見学など、職員が伺う場合があります。

https://www.kagawaken-kyobo.or.jp/files/original/20150120213105000.jpg

https://www.kagawaken-kyobo.or.jp/files/original/20150120213105000.jpghttps://www.kagawaken-kyobo.or.jp/files/original/20150120213105000.jpg